

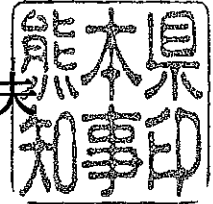
許可番号 第04355030528号
写

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮崎県延岡市小野町4138番地1
氏 名 株式会社南日本環境センター
代表取締役 蓑田 章

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 令和3年1月22日
(2021年)

許可の有効年月日 令和8年1月11日
(2026年)

1. 事業の範囲

事業区分	収集運搬業 (積替及び保管行為を含まない)
取り扱う特別管理産業廃棄物の種類	<p>ばいじん（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については別紙参照。）</p> <p>燃え殻（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については別紙参照。）</p> <p>汚泥（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については別紙参照。）</p> <p>廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については別紙参照。）</p> <p>廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については別紙参照。）</p> <p>廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については別紙参照。）</p> <p>感染性産業廃棄物</p> <p>廃石綿等 以下余白</p>

(裏面に続く)

(裏面)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成18年(2006年)1月12日付けで新規許可
- (2) 平成23年(2011年)1月12日付けで更新許可
- (3) 平成24年(2012年)8月8日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者: 蓑田 征一)
- (4) 平成28年(2016年)1月26日付けで更新許可
- (5) 平成30年(2018年)7月9日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者: 安在 哲幸)
- (6) 令和2年(2020年)12月16日付けの変更届出により事業の一部廃止(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類として、「鉍さい」並びに「ばいじん」「汚泥」「廃酸」及び「廃アルカリ」の「水銀又はその化合物」を削除。)
- (7) 令和3年(2021年)1月22日付けで更新許可

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

市町が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

県印

(別紙)

特定有害産業廃棄物の種類

有害物質	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
アルキル水銀化合物	/	/	/	/	/	/
水銀又はその化合物	/	/	/	/	/	/
カドミウム又はその化合物	○	○	○	/	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	/	○	○
有機燐化合物	/	/	○	/	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	/	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	/	○	○
シアン化合物	/	/	○	/	○	○
トリクロロエチレン	/	/	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	/	/	○	○	○	○
ジクロロメタン	/	/	○	○	○	○
四塩化炭素	/	/	○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン	/	/	○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	/	/	○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	/	/	○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	/	/	○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	/	/	○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン	/	/	○	○	○	○
チウラム	/	/	○	/	○	○
シマジン	/	/	○	/	○	○
チオベンカルブ	/	/	○	/	○	○
ベンゼン	/	/	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	/	○	○
1, 4-ジオキサン	/	/	/	/	/	/
ダイオキシン類	/	/	/	/	/	/

※ 表中の「○」は取り扱うことができるものを示す。

県知